

夕張市事業用地データベース取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で事業を行うために事業用地を求めている事業者の方々に対し、土地所有者が事業者による利活用を希望している市内の土地の情報を提供することで、円滑な事業用地の確保を支援し、地域の働く場の維持・創出を図ることを目的とする。

(要件)

第2条 事業用地として夕張市事業用地データベース(様式第1号。以下「データベース」という。)に登録できる土地は、土地所有者が事業者による利活用を希望している土地で、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている土地とする。

- (1) 市内にある300平方メートル以上の一団の土地(その他市長が事業用地として適当と認める土地を含む。)であること。
- (2) 所有権、所有面積及び境界が明確であること。
- (3) 地上権、抵当権その他の所有権以外の権利の設定等が行われていない土地であること。

(登録申込)

第3条 第2条で定める要件に合致する土地を所有し、データベースに登録を希望する者は、夕張市事業用地データベース登録申込書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、夕張市事業用地データベース登録承認(不承認)通知書(様式第3号)により申込者に通知する。

3 市長は、適当と認める場合は、夕張市事業用地データベース登録申込書に記載された情報(以下「土地情報」という。)をデータベースに登録する。

4 前各項の規定は、登録内容の変更手続きについて準用する。

(情報提供)

第4条 市長は、データベースに登録された土地情報を夕張市公式ホームページに掲載するほか、市が行う市内への企業誘致活動での情報提供に活用する。

(登録解除)

第5条 データベースに登録された土地情報の登録解除を行いたい場合、申込者は夕張市事業用地データベース登録解除申出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合は、速やかにデータベースから登録した土地情報を削除するものとする。

(目的外使用の禁止)

第6条 市、申込者及びデータベースを利用する者は、この事業に関して知り得た情報を、それぞれの同意なく他の目的に使用してはならない。

(市の責任の範囲)

第7条 市は申込者からの申し込みに基づき登録された土地情報の提供のみを行い、当事者間で行う交渉、契約その他の行為に、市は一切関与せず、また一切の責任も負わない。

(調査への協力)

第 8 条 申込者は、市が行うデータベースの活用状況等の調査への協力に努めなければならない。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。